

# 平成24年度府中市事務事業点検実施要領

## 1 趣旨

限られた財源の有効活用を図るため、本市が実施している事務事業（以下「事業」という。）の必要性、妥当性等について、P D C A サイクルの観点から、常に点検し、確認していく必要がある。

この点検の方法の一つとして、平成23年度から3年間にわたり、事業仕分けの手法を用い公開の場での第三者による事務事業点検（以下「点検」という。）を実施し、市の方針決定の参考とする。

また、点検により、市民への事業に関する説明の機会を拡大するとともに、職員の意識改革をより一層図るものとする。

## 2 実施日時

平成24年7月28日（土）午前8時40分～午後5時30分  
7月29日（日）午前9時～午後6時

## 3 会場

府中市役所北庁舎3階会議室

## 4 基本的な考え方

行政サービスの必要性、実施主体のあり方及び実施方法の妥当性等について、事業そのものの必要性、適切な実施主体、効果的・効率的な実施手法等について点検するものとする。

## 5 対象事業

平成23年度に選定した120事業のうち、平成24年度実施予定の事業とする。

ただし、対象事業が、すでに廃止等により実施することが適當ではない場合は、別に定める「事務事業点検対象事業選定基準」により再選定するものとする。

## 6 点検作業

- (1) 点検の実施に当たっては、国及び地方自治体の事業仕分けの実施に関してノウハウを有し、かつ実績のある政策シンクタンク「構想日本」の協力により実施するものとする。
- (2) 点検作業は、2班体制で行うものとする。各班は、コーディネーター1名と点検委員5名の計6名で構成する。

なお、点検委員 5 名のうち、2 名は構想日本が選出することとし、3 名は市が公募した委員とする。

また、各班における点検作業の進行については、コーディネーターが担当する。

- (3) 点検作業に当たっては、対象課は「事業シート」（様式 1）を作成し、必要に応じて参考資料を添付する。
- (4) 点検作業は、公開で行い、1 事業当たり概ね 40 分程度とし、作業の流れは次のとおりとする。

ア 事業担当者による説明（5 分）

説明者は、「事業シート」に基づき、事業の要点や補足事項について、簡潔に説明する。

イ 点検委員による点検（30 分）

点検委員から事業担当者に対して、事業の内容について質問を行い、事業のあり方等について点検する。

ウ 点検委員による事業評価（5 分）

点検委員は、「評価作業シート」（様式 2）に点検結果及びコメントを記入し、コーディネーターに提出する。コーディネーターは主なコメントを発表するとともに、票数を集計して多数決により点検結果を決定する。

- (5) 点検の評価基準は、「不要」、「抜本的見直し」、「国・都・広域」、「市（要改善）」、「市（現行通り）」の 5 項目とする。

なお、評価基準は、

- (6) 点検作業の傍聴者にアンケートを行い、点検に対する意見を受け付けるものとする。

## 7 点検結果の取り扱い

(1) 市の方針決定

点検結果について、各部の見解等を付し、行革本部において点検結果に対する市の方針を決定し、市の決定を受けた後、議会へ報告し、速やかに公表する。

(2) 具体的な対応方法

不要・改善等の方針が決定した事業については、平成 25 年度予算で対応するもの、対応方法の検討を要するものなどに分類し、それぞれ行革本部において進行を管理する。

(3) 予算への反映

平成 25 年度予算に反映する事業については、政策会議及び予算編成会議において改めて実施の可否を決定し、予算に反映する。

## 8 点検の公表

点検の概要や点検結果に対する市の方針等について、適時、ホームページ及び広報紙等で公表するものとする。

## 9 その他

- (1) 事前に職員説明会及び職員研修（模擬点検）を実施する。職員研修（模擬点検）は、公募市民及び事業担当課職員を対象とし、点検の1か月前までに開催する。
- (2) ホームページ及び広報紙の掲載、ケーブルテレビの放送ほか、市施設や自治会等へのチラシ配布、ポスターの掲示等により、積極的に広報を行うこととする。